亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地方人口ビジョンの策定に関する事項
 - (2) 総合戦略の策定及び推進に関する事項
 - (3) 総合戦略の成果の検証に関する事項
 - 4) その他総合戦略に関し町長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、産業関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、住民及び その他町長が必要と認める者の中から町長が委嘱又は任命する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任は妨げないものとする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すると ころによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、そ の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。